

石川県公報

平成27年2月27日(金曜日)

号 外

(第9号)

目 次

公安委員会

- 石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

1

公 安 委 員 会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十七日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第一号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則(昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一号中「高速自動車国道」を「高速自動車国道等(高速自動車国道及び自動車専用道路(道路交
通法(昭和二十五年法律第五号)第百十条第一項の規定により国家公安委員会が指定するものに限る。))をいう。
以下同じ。)」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「高速自動車国道」を「高速自動車国道等」に改め、同条
に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の高速自動車国道等のうち、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して警察
本部長(以下「本部長」という。)が定めるものに関する事務は、本部長が指定する警察署がつかさどる。

第二十二条第二項中「警察本部長(以下「本部長」という。))」を「本部長」に改める。

別表第一金沢中警察署の部田上交番の項中「同田上町一五街区一番」を「同田上の里二丁目一〇番地」に改め、同
項中「田上本町」の下に「田上本町一丁目、田上本町二丁目、田上本町三丁目、田上本町四丁目、田上の里二丁目、
田上の里二丁目、田上さくら一丁目、田上さくら二丁目、田上さくら三丁目、朝霧台一丁目、朝霧台二丁目」を加え、
同表金沢東警察署の部浅野川大橋交番の項中「並木町」の下に「豊国町」を加え、同部山の上町交番の項中「大樋
町」の下に「(五番、六番、一二番―十五番を除く。))」を加え、同部小坂町交番の項中「小坂町」の下に「大樋町
(五番、六番、一二番―十五番)」を加え、同部森本交番の項を次のように改める。

金沢北部交番 (同吉原町ロ 三四番一)	同 右	百坂町、法光寺町、柳橋町、吉原町、塚崎町、弥勒町、南森本町、北森本町、 観法寺町、梅田町、月影町、四坊町、四坊高坂町、花園八幡町、浅丘町、今町、 二日市町、岸川町、利屋町、榎尾町、不動寺町、河原市町、深谷町、月浦町、 岩出町、堅田町、北陽台一丁目、北陽台二丁目、北陽台三丁目、上涌波町、下 涌波町、栗師町、四王寺町、福島町、小野町、北千石町、琴町、琴坂町、上平 町、滝下町、中尾町、南千石町、加賀朝日町、俣原町、千杉町、地代町、鞆筒 町、今泉町、朝日牧町
---------------------------	-----	---

別表第一金沢東警察署の部不動寺町駐在所の項を削り、同表金沢西警察署の部西念町交番の項中「出雲町」の下に
「戸板二丁目、戸板二丁目、戸板三丁目、戸板四丁目、戸板五丁目、戸板西一丁目、戸板西二丁目」を加え、同表
白山警察署の部白山警察署所在地の項中「(六区を除く。))」の下に「相木一丁目、相木二丁目、相木三丁目」を加え、
同部野々市交番の項中「(稲荷一丁目、稲荷二丁目、稲荷三丁目、稲荷四丁目)」を削り、同部野々市北交番の項中
「押越一丁目」を「稲荷一丁目、稲荷二丁目、稲荷三丁目、稲荷四丁目、押越一丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年三月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一金沢中警察署の部、同表金沢東警察署の部浅野川大橋交番の項、同表金沢西警察署の部及び同表白山警察署の部白山警察署所在地の項の改正規定 公布の日
- 二 第二十一条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定及び第二十二条第二項の改正規定 平成二十七年二月二十八日
- 三 別表第一金沢東警察署の部中森本交番の項を金沢北部交番の項とし、不動寺町駐在所の項を削る改正規定 平成二十七年四月一日